

消費税簡易課税の事業区分の改正

Q : 消費税の簡易課税制度の事業区分が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A : 日本標準産業分類の改定に合わせて、消費税の事業区分も見直しがされました。

【解説】

日本標準産業分類が平成19年11月に改定され、今年の4月調査から適用されています。改定の主なものには、次のものがあります。

● 大分類項目の見直し

①「不動産業、物品賃貸業」の統合・新設
ファイナンス・リースを含む「物品賃貸業」の活動が、売買、賃貸、管理といった「不動産業」の活動により近くなったこと、近年、不動産リースが行われていることなどを踏まえ、Q-サービス業（他に分類されないもの）の中分類「物品賃貸業」とJ-不動産業を統合し、新設されました。

②「宿泊業、飲食サービス業」の統合・再編・・・客の注文で調理した飲食品を提供するテイクアウト・デリバリーサービス等の比率が高くなったことを踏まえ、J-卸売・小売業からそれらを分離し、M-飲食店、宿泊業と統合し、新設されました。

● 消費税の区分の見直し

消費税では、これを受け、飲食サービスのうち「主として客の注文に応じその場所で飲食させる事業」は第4種とし、テイクアウトやデリバリーについては、製造小売業として第3種として取り扱うこととされました。

